

箕面浄水場中央監視装置更新工事に伴う
基本設計及び要求水準書作成等業務委託

仕 様 書

令和6年6月

箕 面 市 上 下 水 道 局

目 次

第 1 章 一般仕様書 . . . P. 2

第 2 章 特記仕様書 . . . P. 4

第 1 章 一般仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、箕面浄水場中央監視装置更新工事に伴う基本設計及び要求水準書作成等業務委託に適用する。

2 施行場所

箕面市内一円

3 履行期間

自 契約期間開始日
至 令和7年12月26日

4 法令等の遵守

受託者は、関係の法令・規則等を遵守し誠実に履行しなければならない。

5 業務計画書の提出

受託者は、着手前に業務計画書を提出すること。

6 業務に係る届け出

本委託に係る官公庁等の届け出及び関係機関との協議については、受託者が代行すること。

7 一般事項

(1) 本委託は、図面、仕様書、設計書に基づき関係諸官庁の規則に準拠し、局担当者の指示に従い完全に履行すること。

(2) 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度、局担当者との協議し、その指示に従うものとする。

(3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。契約期間後も、また同様とする。

(4) その他

完了後は、速やかに書類、図面等を提出すること。

(5) 提出書類

前号により記載する書類と併せ、以下の書類を提出すること。

なお、提出書類は工業規格A版を原則とする。

- | | |
|---------|----|
| ①契約関係書類 | 一式 |
| ②業務計画書 | 一部 |
| ③基本設計書 | 一式 |

- | | |
|-----------------|----|
| ④要求水準書 | 一式 |
| ⑤点検日報（週報可） | 一部 |
| ⑥その他局担当者の要求する書類 | 一式 |

第 2 章 特記仕様書

I 委託概要

1 業務委託名及び履行期間

(1) 業務委託名称

箕面浄水場中央監視装置更新工事に伴う基本設計及び要求水準書作成等業務委託
(以下、「本業務委託」という。)

(2) 履行期間

契約期間開始日から令和 6 年 1 1 月まで・・・基本設計作成・DBM概算額決定
令和 7 年 3 月まで・・・要求水準書作成
令和 7 年 4 月頃・・・入札公告
令和 7 年 4 月頃から令和 7 年 1 0 月まで・・・DBM入札、契約完了
令和 7 年 1 1 月から令和 7 年 1 2 月まで・・・報告書作成

2 業務の目的

- (1) 箕面市上下水道局が所管する水道施設（浄水施設、受水施設、送水施設、配水施設など）が市内一円に点在しており、箕面浄水場の中央管理室で遠隔による浄水施設他の制御、水位等計測値の監視、ポンプ等の状態確認・運転・停止、入力値による流入弁等のインバーター制御、ITVシステムによる現地監視、帳票作成など様々な手段により原水から浄水までの運用を行っている。
- (2) 制御については、中央管理室における制御システムと各施設における制御装置（テレメーター）間で状態、数値、故障などの情報をやりとりしている。制御システム等は、ほとんどが本局が定める耐用年数を過ぎており、修繕時多くの代替え部品もない状態である。
- (3) これらの制御システムの更新工事にあたり、民間事業者の技術力とノウハウを活かした設計・施工・メンテナンスを一括して発注するDBM方式を採用し、今後の耐用年数まで耐えうるシステムとし、10年間のメンテナンスで保守を行う。そのための基礎となる現地調査、基本設計などにより要求水準書を作成し、DBM発注までの支援を行うものである。
- (4) 要求水準書に従って、総合評価型落札方式の実施を予定している。

3 資格

- (1) 管理技術者は、技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）又はRCCM（上水道及び工業用水道）、かつ、技術士（電気電子部門－電気設備）又はRCCM（電気電子）の有資格者とする。
- (2) 管理技術者は、平成 3 1 年 4 月以降に一日最大配水量又は施設能力 4 0, 0 0 0 m³以上の水道事業（水道用水供給事業含む）の浄水場等における監視制御設備の

基本設計、及び発注支援業務の実績を有すること。

4 本業務委託の範囲

Ⅱ 業務内容による。

5 業務のDBM対象事業

(1) DBM事業名称

箕面浄水場中央監視装置等更新工事及び保守事業（仮称）（以下「本事業」という。）

(2) 対象施設関連装置等

別紙1のとおり

(3) 完成予定

令和9年度

6 業務の実施

- (1) 本業務委託は、基本設計の作成をはじめ、委託者の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を適切に配置しながら本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 本業務委託を受託した者（以下、「受託者」という。）は、委託者の支援者としての立場に立ち、委託者の利益を守ることを最大の任務と捉え本業務を実施するとともに、契約期間中、委託者との高い信頼関係を保持すること。
- (3) 受託者は、本業務委託の実施に当たり関係法令および条例を遵守すること。
- (4) 受託者は、本業務委託の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受託者は、直接的な雇用関係を有する管理技術者および照査技術者を選任し、委託者に報告すること。
- (6) 本業務委託の一部を再委託する場合は、予め委託者に再委託報告書を提出し、委託者の承認を得ること。なお、全部、主要な部分の一部は不可とする。
- (7) 疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成の上、委託者に提出し承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務内容及び業務実施方針
 - ② 業務詳細工程
 - ③ 業務実施体制および組織図
 - ④ 管理技術者、照査技術者、各担当主任技術者一覧表および経歴書
 - ⑤ 再委託先がある場合は、再委託先の概要および担当技術者一覧表
 - ⑥ 打ち合わせ計画

⑦ その他、委託者が必要とする事項

- (3) (2) に定める事項の記載内容に追加および変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

8 打合せおよび議事録

本業務委託を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は適宜打合せを行い、業務内容の確認等を行うものとする。その内容については受託者がその都度記録し、議事録として整理するものとする。

9 資料の貸与および返却

- (1) 業務を進めるにあたっては、これまでの検討資料のうち必要なものについて、委託者から貸与する。
- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、業務が終了したときは、速やかに委託者に返却すること。

10 検査

- (1) 業務が完了した時は、完了届を提出するとともに、成果物を提出し、委託者の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限前であっても、委託者があらかじめ成果物の提出期限を指定した場合に指定する期限までにその時点における成果物を提出し、検査を受けること。

11 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託者が要請する場合のほか、必要に応じて、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。
- (3) 成果物の著作権及び所有権は、全て委託者の所有に属するものとし、委託者の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。
- (4) 委託者が提供する情報・資料等について、委託者の許可なく第三者に流布してはならない。

Ⅱ 業務内容

Ⅱ－１ 基本設計書作成

本事業の成果を見据え、優れた提案のため要求水準書をまとめあげ、また、DBM発注に向けた金額の把握のために基本設計書の作成について記載する。

1. 対象施設

中央管理室 箕面浄水場
場外監視制御対象施設 32箇所

2. 既存設備の調査、診断

- (1) 既存中央管理室監視設備、及びテレメータ関連設備が設置されている場外監視制御対象施設の調査、状態確認を行い、また発注者に対するヒアリングにより課題、要望の抽出を行う。
- (2) 上記設備についての設備診断を行い、既存設備の状態を把握する。

3. 新中央監視制御設備等の検討

- (1) 監視制御形態、監視制御システム構成の検討を行うことにより、今後の形態を見据える。
- (2) 全施設の信号項目点数を整理する。
- (3) 構成機器、伝送方式等の調査、抽出を行う。
- (4) 中央管理室による遠方監視制御等に支障が出ないように、旧の設備から新の設備に移行できるような更新方法が可能なことを確認する。

4. 新中央監視制御設備、場外監視制御対象施設設備の更新計画案

- (1) 基本設計図の作成を行う。
- (2) 本事業発注のためのDBM更新工程の作成を行い、工期を決定する。

5. 新中央監視制御設備、場外監視制御対象施設設備のDBM発注金額の算出

- (1) 本事業発注のためのDBM発注概算金額の算出を行う。
- (2) 算出期日は、令和6年11月とする。

Ⅱ－２ 要求水準書作成及びアドバイザー（発注者支援）業務

アドバイザー（事業者選定支援）について記載する。

具体としては、下記に示す事項を中心として、業務実施方針の策定から事業者契約までの全過程について本市の支援を行うものである。

1 基本事項・前提条件の整理

箕面浄水場中央監視制御システム等の更新に係る実施設計、更新工事、更新後の維持管理を進めるにあたって必要となる検討事項を基本設計成果にもとづいて整理するとともに、システム構成、システムの方式、維持管理の対応などの前提条件として整理し、以降の書類作成の根拠資料として活用できるよう、またDBM方式の採用が得策であることを取りまとめる。

2 実施方針（案）の策定

民間事業者が、本事業をDBM方式で円滑に実施していく上での、本市としての事業の実施方針を明確に示す必要がある。実施方針の策定においては、民間事業者からの効果的かつ実効性の高い具体提案が行えるように配慮し、本事業における根幹について伝達する内容を記載する。なお、箕面市上下水道施設整備基本・実施計画（2017年3月改訂版）などを参照すること。

具体としては、次の5項目について業務内容を整理して実施方針を策定する。

- (1) 事業概要
- (2) 募集及び選定に関する事項
- (3) 事業者の募集・選定スケジュール
- (4) 民間事業者の責任の明確化等、事業の適性
- (5) 水道施設設備等の立地並びに規模及び配置

また、実施方針公表後の質問回答については、民間側の質問事項を項目別（技術・財務・法務）に整理し、特に技術面の回答作成の支援を実施する。

3 入札関係書類の作成及びその公表支援

次の入札関係書類を市側と分担して公表資料の作成を行う。

(1) 募集要項（入札説明書）

実施方針を入札用に修正及び加筆したものであり、事業の目的からスケジュールや、募集での必要要件・対価の支払い方法に至るまでの事項を列記したものである。

市が規定する様式を使用するため、市で作成した内容を確認し、本事業の内容に合わせて加筆修正等を行うものとする。

(2) 様式集

事業者に提案書を記載させる様式を示した図書である。財務・技術の両面から作成する。

市が規定する様式を使用するため、市で作成した内容を確認し、本事業の内容に合わせて加筆修正等を行うものとする。

(3) 要求水準書

実施方針にもとづいて要求水準（案）を作成する。実効性のある書類として入札時に提示されたものが最終の契約書に反映される。

そのため本書類については、アドバイザー側で市の意図する最低限の基準をまとめた要求水準書に対して市側から内容の修正・指摘を実施し、アドバイザー側が最終の図書を作成する。また、要求水準書と合わせて、各種図面や既存図書の開示を行う必要があり、これら開示用に向けた資料の整理についても、容易に入手可能な図書についてはアドバイザー側で本業務内において実施する。

(4) 事業者選定基準

総合評価方式における事業者選定（提案書類の評価）の基準を作成する。基本的には市が規定する基準にもとづいて設定するが、技術提案に関する項目は事業ごとに異なるため、今回の事業に合わせた設定を支援する。

市の規定する様式を使用するため、市で作成した内容を確認し、本事業の内容に合わせて加筆修正等を行うものとする。

(5) 契約関係書類

落札者決定後に、契約行為に関連する書類（基本協定書、設計及び工事請負契約書、維持管理請負契約書等）の作成を支援する。

市で作成した内容を確認し、本事業の内容に合わせて加筆修正等を行うものとする。ただし、非弁行為に抵触しない範囲での対応とする。

また、実施方針公表後の質問回答については、民間側の質問事項を項目別（技術・財務・法務）に整理し、回答作成の支援を実施する。

4 事業推進に関連する資料作成の支援

公表書類や公告書類の内部決裁、事業予算の確保等、本市における内部手続き等に必要となる資料の作成支援を行う。なお、本業務の監督員からの指示にもとづいて対応を行うものとする。

5 説明会等の開催及び入札書類の質問回答の支援

公告書類の公表後に実施する民間事業者からの質問、特に技術面に対する回答作成、及び入札関係書類の修正を支援する。なお、説明会等の開催に関しては、本業務の監督員からの指示にもとづいて必要な支援を行うものとする。

6 事業者選定委員会の運営に関連する支援

委員会等の運営は市で実施するが、委員会等に提出する資料に関する支援を行う。

7 入札・事業者選定関係作業の支援

民間事業者の提案書における技術提案部分の分析を事業者選定基準等に基づいて行う。具体としては、定性評価と定量評価の2段階審査を実施する。

定性評価では、先に示した要求事項を満足しているか、各種計算にミスや欠如がないかなどの最低限の能力・計算チェックを実施する。

定量評価では、提案内容の評価を実施する。提案内容が、落札者決定基準に基づき審査を行うものであるが、事前に検討した内容と別の考えや、特異なケースについては提案後において再度考え方をチェックし、できる限り絶対評価になるようにアドバイスを実施する。

事業者選定委員会においては、適正な評価が行われるよう、根拠ある明確な判断材料を提供する。

施設	テレメーター	親局	子局	孫親局	孫子局	ITV カメラ	情報処理 装置全般
1	箕面浄水場(箕面高区配水地含む)	○	○			○	○
2	箕面取水場		○			○	
3	箕面超高区配水地		○				
4	平和台中継ポンプ場	○	○				
5	平和台配水地		○				
6	滝道第1ポンプ場	○	○				
7	滝道第2ポンプ場	○	○				
8	滝道第3ポンプ場	○	○				
9	滝道第4配水地		○				
10	桜ヶ丘浄水場	○	○			○	
11	半町第一取水場		○				
12	半町第二取水場		○				
13	新稲低区配水地		○				
14	新稲高区配水地		○				
15	桜ヶ丘分岐		○				
16	芝分岐		○				
17	坊島受水場	○	○				
18	川合受水場	○	○				
19	彩都低区配水地	○	○				
20	彩都中区配水地	○	○	○			
21	彩都高区配水地				○		
22	止々呂美受水場	○	○				
23	新家北受水場	○	○				
24	青松園配水地		○				
25	船場東受水場	○	○				
26	船場西配水地		○				
27	新家南受水場	○	○				
28	小野原配水地		○				
29	森町加圧ポンプ場		○				
30	川尻減圧接合井	○	○				
31	森町高区配水地	○	○○				
32	森町高区系給水モニター		○				
33	余野分岐		○				

※ 既存給水モニターも検討する